

問題

国政調査権の意義、性質、範囲と限界について説明せよ。

解答のポイント

平成 26 年は人権からの出題であったため、平成 27 年は統治から過去問をベースにした基本的テーマの出題が予想されていたが、平成 11 年の過去問とほぼ同じ出題がなされている。そして、第 2 回公開模試（東京都 I 類 B 専門記述）で予想していた問題がズバリ的中している。

本問は問題文の指示にしたがって、国政調査権の意義、性質、範囲と限界について記述する必要がある。記述すべきことが多いことなので、いかにコンパクトに必要事項を時間内に整理できたかがポイントになる。国政調査権の法的性質と関連させて範囲について記述をし、限界については司法権・行政権・人権との関係で記述していくとよいだろう。

解答例

1. 意義

国政調査権とは、両議院が国政に関する調査を行い、これに関し、証人の出頭・証言及び記録の提出を要求することのできる権利をいう（62 条）。

2. 性質

国政調査権の性質については、国会の「最高機関」性（41 条）との関係で争いがある。

この点、国会は、内閣や裁判所を統括する立場にあるので、国政調査権の性質は議院の権能とは独立した権能とする見解がある。しかし、憲法は三権の抑制と均衡を図り（69 条、81 条）、三権同格型の権力分立制を採用しているので、この見解は妥当でない。

そこで、「最高機関」とは政治的美称であって法的意味はなく、国政調査権の性質は、議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的権能であるとする見解が妥当であると解されている。

3. 範囲

補助的権能と解しても、国会の権能は立法、予算審議、行政監督など広範囲に及んでいるので、国政に無関係の純粹私的事項を除き国政調査権の範囲は国政の全般に及ぶ。

4. 限界

ただ、補助的権能である以上、調査の対象に応じて、権力分立や人権の原理からの限界がある。

(1) 司法権との関係

少数者の人権を保護するために、他の国家機関の干渉を排除し、裁判官は独立して職権行使できなければならないので、司法権の独立を侵害するような調査は許されない。

ただし、裁判所が審理中の事件につき、議院が裁判所と異なる目的（立法・行政監督目的）で並行して調査することは、司法権の独立を侵害しないので許される。

(2) 行政権との関係

議院内閣制を採用して(66条3項)、議院は内閣の行政事務全般を監督するので、国政調査権は行政権に対しては広く及ぶ。ただし、公務員の職務上の秘密に関する事項には調査権が及ばない。

この点、検察事務は、行政作用の1つではあるが、刑事裁判と密接に関連し準司法作用を有するので、司法権に類似する独立性が認められなければならない。

(3) 人権との関係

思想・良心の自由など基本的人権を侵害するような調査は許されない。

以上
(826字)

TAC 生はココで解けた！

第2回公開模試(東京都I類B 専門記述)で出題した内容がズバリ問われたので、公開模試の復習をし、さらに東京都I類B法律系専門記述対策セミナー予想問題・添削用課題集掲載の予想テーマ③、東京都I類B対策セミナーP.6でも予想し、しっかりと扱った論点であったので、これに出席したTAC生はしっかり解けたと推測される。

また、専門記述対策(法律系)レジュメP.189の参考問題23-1と同様の問題なので、これを確認していたTAC生も解くことができたはずである。